

埼玉県上尾市 令和 年度

362-0014
埼玉県上尾市本町三丁目
1番1号

上尾 太郎 様

令和 年 月 日
上尾市長

所得額変更による更正

擬制世帯主 世帯主が国保に加入していなくても、納税通知書は世帯主に送付され、納税義務者は世帯主となります。ただし、国民健康保険税を計算する際、世帯主の所得は含まれず、加入者の所得からの税額となります。

国民健康保険税 納税通知書兼更正(決定)通知書

証 番 号	
通知書番号	

⑤ 国民健康保険税納付方法等

徴 収 方 法	普通徴収
特別徴収義務者	*****
特別徴収対象年金	*****

⑥ □座振替金融機関

金 融 機 関	*****
□ 座 番 号	*****
□ 座 名 義 人	*****

保険税決定額	242,000 円
--------	-----------

①課税年度

どの年度分の国民健康保険税が記載されます。今年度より前の年度の分でさかのぼってお支払いが必要な場合は、令和〇年度（令和〇年度分）のように記載されます。

②宛名

国民健康保険税は、国保加入の有無にかかわらず、世帯主が納税義務者となります。このため、納税通知書は世帯主様宛にお送りいたします。また、遡って国民健康保険への加入や修正申告により国民健康保険税が課税される場合、当時の世帯主様宛に納税通知書をお送りいたします。

③発行日

納税通知書が発行された日付が記載されます。

④証番号・通知書番号

資格確認書等の番号になります。保険年金課へのお問い合わせの際は、こちらの番号をお知らせください。

⑤納税方法等

徴収方法：国民健康保険税の納付方法が記載されます。「普通徴収（納付書払いまたは口座引落し）」、「特別徴収（年金天引き）」、「普通徴収・特別徴収」のいずれかが表示されます。

特別徴収義務者：特別徴収となった場合、対象となる年金の支払い者が記載されます。特別徴収ではない場合、「*」が記載されます。

特別徴収対象年金：特別徴収となった場合、すべての年金からではなく、優先順位が高い種類の年金から天引きされます。そのため、天引きの対象となる年金の種類が記載されます。特別徴収でない場合、「*」が記載されます。

⑥口座振替金融機関

国民健康保険税の納付方法が普通徴収かつ口座引落しの場合に、申請していただいた口座情報が記載されます。
※一度口座登録され、取消がない場合、国民健康保険を脱退し、その後再度加入した際、引き続き同じ口座でお支払いとなります（特別徴収となった場合を除く）。

⑦保険税決定額

該当年度の国民健康保険税支払額が記載されます。

2 ページ目（各期別納付額）

各期別納付額			①			②			③		④	
月	変更前の保険税額		保険税決定額			納付済額		差 引 要納付額	普通徴収の場合 の 納 期 限			
	特別徴収 (年金天引き)	普通徴収 納 期 保険税額	特別徴収 (年金天引き)	普通徴収 納 期 保険税額	特別徴収 (年金天引き)	普通徴収						
4 月												
5 月									令和 8 年 6 月 1 日			
6 月												
7 月				1 期	30,600		0	30,600	令和 8 年 7 月 31 日			
8 月				2 期	30,200		0	30,200	令和 8 年 8 月 31 日			
9 月				3 期	30,200		0	30,200	令和 8 年 9 月 30 日			
10 月				4 期	30,200		0	30,200	令和 8 年 11 月 2 日			
11 月				5 期	30,200		0	30,200	令和 8 年 11 月 30 日			
12 月				6 期	30,200		0	30,200	令和 8 年 12 月 28 日			
1 月				7 期	30,200		0	30,200	令和 9 年 2 月 1 日			
2 月				8 期	30,200		0	30,200	令和 9 年 3 月 1 日			
3 月				現随 1 期					令和 9 年 3 月 31 日			
計					242,000			242,000				
合計額			242,000			0		242,000				

〈特別徴収(年金天引き)の方〉 2月の天引き額と同額が翌年度4月・6月・8月の仮徴収額となります。

〈普通徴収の納期について〉 年税額を8期に分けて納付いただくため、1回の納期分の金額と1か月分金額は異なります。

①変更前の保険税額

国民健康保険税額が変更する前の税額が、納期・徴収方法ごとに記載されます。

②保険税決定額

今回お支払いいただく税額が、納期・徴収方法ごとに記載されます。

③納付済額

お支払いいただいた国民健康保険税の税額が、納期・徴収方法ごとに記載されます。

※お支払いいただいてから、収納の反映に時間がかかる場合があります。

④差引要納付額

実際にお支払いが必要な税額が納期ごとに記載されます。マイナスとなっている場合は、過納の状態を表しており、後日納税課から通知をお送りいたします。

3 ページ目 (被保険者の加入状況と所得の内訳)

⑤

被保険者の加入状況と所得の内訳															※:国保資格有り(医療分・支援分・子ども分) ◎:国保資格・介護2号被保険者資格有り 擬:擬制世帯主			
被保険者氏名		国民健康保険加入月													所得割額	均等割額	個人合計額	
申告	所得割のもととなる額	区分	4/1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2				3
上尾 太郎 ①	1,240,000 ③	医療分	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	0	0	0
②		支援分	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	0	0	
		介護分	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	0	0	
		子ども分	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	0	0	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	34,020	
上尾 花子	420,000	支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11,886	13,684	125,784
		介護分	@	@	@	@	@	@	@	@	@	@	@	@	@	10,374	13,993	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1,092	1,349	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	24,616	
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	8,552	
上尾 正子	0	介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	34,011
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	843	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	39,386	
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,684	
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
上尾 良子	0	子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	53,070
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,128	
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	4,561	
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	449	
※ 上尾 一郎	0	医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	39,386	18,138
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,684	
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	449	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	39,386	
上尾 次郎	0	支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,684	53,070
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	39,386	
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,684	
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		医療分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	39,386	
		支援分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	13,684	
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	
		子ども分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	0	

○擬制世帯主の所得は、税額の計算には含まれませんが、均等割額の軽減判定に必要なため内訳を載せています。
○非自発的失業者の軽減対象の方は、氏名の前に※を載せています。

○擬制世帯主の所得は、税額の計算には含まれませんが、均等割額の軽減判定に必要なため内訳を載せています。
○非自発的失業者の軽減対象の方は、氏名の前に※を載せています。

①被保険者氏名

該当年度の4月から翌年3月までの間の国民健康保険加入者氏名が記載されます。世帯主様については、国民健康保険の加入の有無にかかわらず氏名が記載されます。また、非自発的失業者の軽減対象者の方については、氏名の横に「※」が記載されます。

②申告

収入申告の有無が記載されます。「無」と記載がある場合は、未申告のため、申告された場合、国民健康保険税が軽減されることがあります。

③所得割のもととなる額

総所得金額等から基礎控除額（43万円）を引いた金額が表示されます。氏名の横に「※」が記載されている場合、非自発的失業者軽減の対象のため、前年給与所得を100分の30とした所得額から基礎控除額を引いた金額が表示されます。この所得割のもととなる額に税率をかけ、所得割を計算しております。ただし、基礎控除額は、合計所得金額により異なる場合があります。

④国民健康保険加入月

国民健康保険の加入月を表しております。国民健康保険に加入していない世帯主は「擬」と記載されます。

⑤所得割額・均等割額・個人合計額

国民健康保険税は世帯での合算額でお支払いしていただきますが、参考として個人ごとの税額を記載しております。そのため、端数処理等は行っておりません。

4 ページ目 (賦課更正(決定)算出明細)

国民健康保険税 賦課更正 (決定) 算出明細

① 月 毎 軽 減 状 況

4/1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

内 訳		基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援金分	
		変更前額	決 定 額	変更前額	決 定 額	変更前額	決 定 額	変更前額	決 定 額
② 所得割	所得割のもととなる額		470,000		470,000		420,000	420,000	470,000
	所得割額	(A)	(A) 38,070	(A)	(A) 13,301	(A)	(A) 10,374	(A) 1,092	(A) 1,222
③ 均等割	加入者数 人 5 人			人 5 人		人 1 人		5 人	5 人
	均等割額	(B)	(B) 231,395	(B)	(B) 80,393	(B)	(B) 17,492	(B) 8,221	(B) 7,726
	積算合計 (C=A+B)	(C)	(C) 269,465	(C)	(C) 93,694	(C)	(C) 27,866	(C) 9,313	(C) 8,948
④ 軽減措置 (注703条の5の減額)	均等割額	(D)	(D) 42,670	(D)	(D) 14,824	(D)	(D) 3,499	(D) 4,174	(D) 3,948
⑤ 限度超過額		(E)	(E) 0	(E)	(E) 0	(E)	(E) 0	(E) 0	(E) 0
⑥ 月 割 減 額		(F)	(F) 59,992	(F)	(F) 20,872	(F)	(F) 8,123	(F) 0	(F) 2,038
	現在加入者数 5 人 端数 (G) 端数 (G) 53			端数 (G) 端数 (G) 26		端数 (G) 端数 (G) 44		端数 (G) 39 端数 (G) 18	
⑦ 軽減・減免額等		(H)	(H) 1,350	(H)	(H) 472	(H)	(H) 0	(H) 0	(H) 44
	減額合計 (I=D+E+F+G+H)	(I)	(I) 104,065	(I)	(I) 36,194	(I)	(I) 11,666	(I) 4,213	(I) 6,048
	過年度賦課済額	(J)	(J) 0	(J)	(J) 0	(J)	(J) 0	(J) 0	(J) 0
	決定税 (K=C-I-J)	(K)	(K) 165,400	(K)	(K) 57,500	(K)	(K) 16,200	(K) 5,100	(K) 2,900

※子ども・子育て支援金分において、均等割額(B)に18歳以上均等割額 (1人あたり 107 円) を含んでいます。
また、軽減措置(均等割額(D))に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

基礎課税額 (医療分) ①	165,400	後期高齢者支援金分 ②	57,500	介護納付金分 ③	16,200	子ども・子育て支援金分 ④	2,900	年 税 額 合 計 (①+②+③+④)	242,000
---------------	---------	-------------	--------	----------	--------	---------------	-------	---------------------	---------

①月毎軽減状況

均等割の法定軽減が対象となる場合、軽減割合が記載されます。

②所得割

所得割のもととなる額：総所得金額等から基礎控除額（4 3 万円）を引いた金額が記載されます。複数人が加入している世帯の場合、その合算額が記載されます。

所得割額：所得割のもととなる額に税率をかけた金額が記載されます。

③均等割額

加入者数に均等割額をかけた金額が記載されます。

④軽減措置

均等割の法定軽減額、1 8 歳未満均等割減免額が記載されます。

⑤限度超過額

限度額を超えた場合、超えた分の金額が記載されます。

⑥月割減額

年度途中で国民健康保険へ加入（から脱退）した場合に記載されます。また、未就学児の軽減、産前産後減免額も含まれます。

⑦軽減・減免額等

非自発的失業者軽減額やその他の減免額が記載されます。